

福井県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成29年3月17日

福井県知事 西川一誠

福井県条例第十五号

福井県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定により定める福井県国民健康保険運営方針その他の重要事項を審議させるため、福井県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
 - 二 保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医をいう。)または保険薬剤師(同条に規定する保険薬剤師をいう。)を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 三人
 - 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、前項の委嘱の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間における第二条第一項第四号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)」とする。